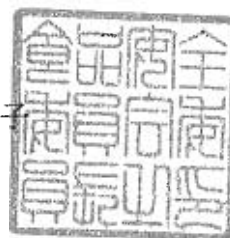




府食第1025号
平成21年10月29日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成21年9月28日付け厚生労働省発食安0928第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会の意見を聴かなければならない場合のうち、以下の場合は、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部A食品一般の成分規格5から7までにおいて、各小項目に掲げる食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法に、これら試験法と同等以上の性能を有する試験法を追加すること。